

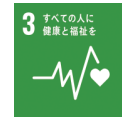
第2章 将来像の実現に向けて

基本目標 1

あらゆる世代が生涯にわたって
成長し輝くまちの実現
(子育て分野)

施策 1

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援



目指す姿

●子育てに関する不安や負担が軽減され、すべての子育て世帯は、安心して子供を産み育てています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
子育てに不安や負担を感じる人の割合	46.1% (平成30年度末)	減少

現状と課題

○国は、「こどもまんなか社会」を実現するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、令和5年度にこども家庭庁を創設します。また、すべての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行うため、令和4年6月に「児童福祉法」や「母子保健法」等を改正し、令和6年度以降に区市町村において「こども家庭センター」の設置に努めることとしました。

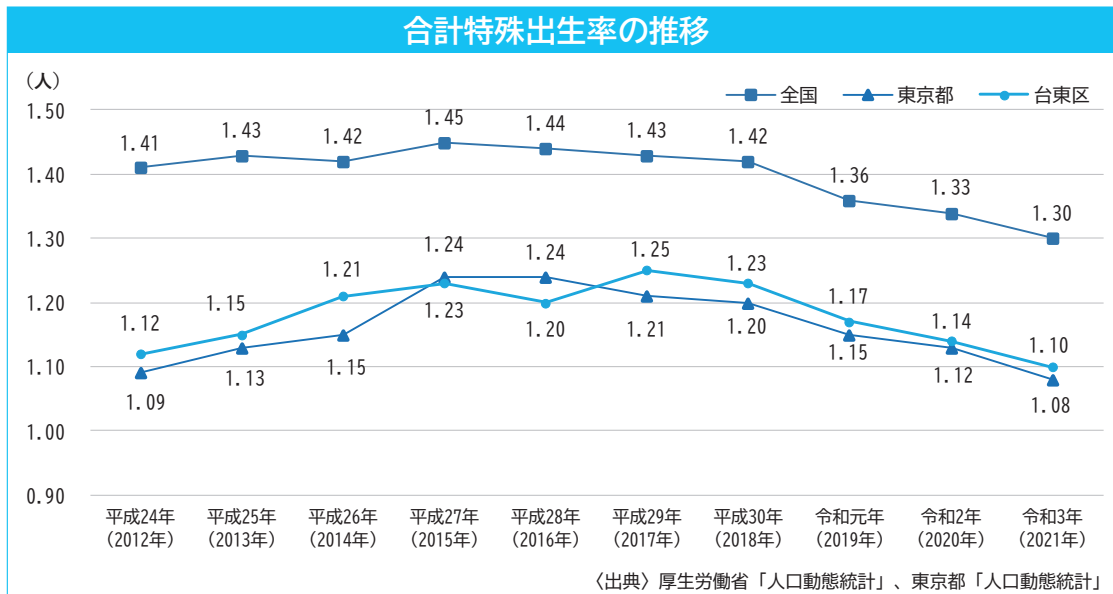
令和3年の台東区の合計特殊出生率^{*}は1.10と全国平均を下回っているほか、平成30年度「台東区次世代育成支援に関するニーズ調査」では、「子育てに不安や負担を感じる」と回答した人の割合が約5割という結果が示されています。

そのため区では、保健師などの専門職による妊娠期からの相談や出産前後の支援、妊産婦及び子育て世帯を地域全体で支えていく「おやさポート・ネットワーク」の実施など、妊娠期から子育て期までの一貫した切れ目のない支援を展開しています。また、「こども家庭センター」の機能を包含した（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備を検討しています。

今後も、国の動向等も踏まえ、妊産婦や子育て世帯、子供への一体的な相談支援体制を強化していくことが必要です。

また、すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、子育て世帯の不安や負担を軽減するとともに、妊産婦や乳幼児の健康づくりを支援し、安心して子供を産み育てられる環境を整備していくことが必要です。

さらに、子育て支援サービスは多岐にわたることから、個々の状況に応じてサービスを適切に利用できるよう支援していくことも必要です。



主な取り組み

①子育てに関する相談支援体制の充実

子育て世帯が気軽に集まり、交流や情報交換ができる場を提供するとともに、地域の身近な場所で子育てに関する相談・支援を行います。また、ICTを活用し、オンライン相談などの多様な相談方法の構築や、システム連携による相談内容の円滑な共有など、すべての妊産婦や子育て世帯、子供への一体的な相談支援体制を強化します。

②妊娠・出産・育児に関する適切な知識の普及啓発

安心して出産・育児が行えるよう、妊婦及びそのパートナーを対象として、妊娠・出産・育児などについての知識や実技を習得する機会を提供します。

③妊産婦に対する出産前後の支援

妊産婦を対象とした保健師等の専門職による面接、出産後の訪問など、伴走型の相談支援を通じ、出産・育児に関して不安がある方に対するサポートなどを行い、妊産婦の出産前後の心身の負担を軽減します。また、医療機関や地域の関係機関等との連携を強化するとともに、妊産婦の不安や孤立感の解消と地域全体で子育てを支援していくことを目指し、地域の人材を活用した交流支援などを実施します。

④母子の健康を保持するための支援

妊婦健診や乳幼児健診などにより、妊婦や乳幼児の健康づくりを支援します。また、乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境などの把握・助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。さらに、子供の保健の向上と健全な育成を図るため、高校生等までの子供にかかる医療費を助成します。

⑤子育て支援サービスの利用支援

様々な媒体を通して子育て支援に関する情報を発信するとともに、専任職員による相談を実施するなど、家庭の状況に応じて適切な子育て支援サービスを受けられるよう支援します。

施策 2

多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの展開



目指す姿

●保育を必要とする人が、質の高い保育サービスを受けることができ
おり、安心して子供を預けられる環境が整っています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
保育所待機児童数	6人 (令和4年4月)	0人
保育所が提供するサービスについて肯定的な回答の割合	82.8%	85%

現状と課題

○国が実施した「保育所等利用待機児童数調査」では、全国で、保育所等を利用する児童の数は、令和4年4月1日現在、273万人となっています。一方で、保育所待機児童数は、保育の受け皿の拡大に加え、就学前児童人口の減少及び新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えを要因とし、調査開始以来4年連続で最少となっており、令和4年4月1日現在、2,944人となっています。

区における令和4年4月1日現在の保育所等を利用する児童の数は、前年度から36人減少し、4,101人になっています。これまで区有地や都有地の活用や大規模マンション等の建設事業者に対する保育所等整備の協力要請など、様々な手法により保育所の整備を進めてきたことで、保育所待機児童数は減少傾向にあります。

一方で、就学前人口に対する保育サービスを利用する児童の割合は、平成30年と比較し、11.8ポイント上昇しており、令和4年4月1日現在、53.7%となっています。

今後も就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応していくため、適切な保育提供体制を整備していく必要があります。



○新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の就労形態の変化など、様々な要因により保育ニーズは更に多様化しています。

区では、保護者の精神的負担の軽減や多様化する保育ニーズに対応するため、いっとき保育利用対象の拡大やベビーシッター利用支援など保育サービスや支援の充実を図ってきました。

今後も保護者のニーズを的確に捉えた保育サービスを展開していく必要があります。

○子供の健やかな成長のためには、保育内容の充実や保育の質の向上が不可欠です。しかしながら、令和4年4月の保育士の有効求人倍率は1.98倍で、全職種平均の1.17倍と比較し、依然として高い水準で推移しており、保育士不足が懸念されます。

そのため、区では、質の高い人材を安定的に確保できるよう、保育士の人材確保やキャリアアップに向けた取り組みを行う事業者を支援するなど、保育の質の維持・向上に取り組んできました。

引き続き、子供が豊かに育つ保育サービスを提供し、保護者が安心して子供を預けられるよう、保育人材を確保するとともに保育の質の更なる向上を図っていく必要があります。

主な取り組み

①保育サービス提供体制の整備

待機児童の解消を図るだけでなく、子供が安全安心に過ごすことができるよう保育サービス提供体制を整備するとともに、いっとき保育など多様なニーズに対応した一時預かり事業を推進し、保育環境の向上を図ります。

②保育の質の維持・向上

保育士のキャリアアップに関する取り組みを行う事業者を支援するなど、保育士の人材育成を図るとともに、質の高い人材を安定的に確保し、保育の質の更なる向上を図ります。



区立保育園

施策 3

配慮を要する子供・若者や家庭への支援



目指す姿

- 関係機関の連携による相談支援体制の充実により、虐待などの問題に対し迅速に対応できる環境が整備され、子供達の安全が確保されています。
- 障害のある子供やその家族に対する支援体制が充実し、子供の障害の有無にかかわらず、安心して子育てできる環境が確保されています。
- すべての家庭は安定した就労のもと、自立した生活を送っています。
- すべての子供・若者がひきこもりなどの困難な状況に置かれることなく、健やかに成長し、社会的自立を果たしています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
要保護児童数	374人 (令和 3 年度末)	減少
障害のある子供の育児について 悩みや不安がない保護者等の割合	7.7%	増加
自立に向けて支援を行った ひとり親の就業率	47.4% (令和 3 年度末)	増加
ひきこもり状態にある若者が 社会参加を果たした割合	14.6% (令和 3 年度末)	増加



現状と課題

○子供の生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、大きな社会問題となっています。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和3年度には20万件を超えています。

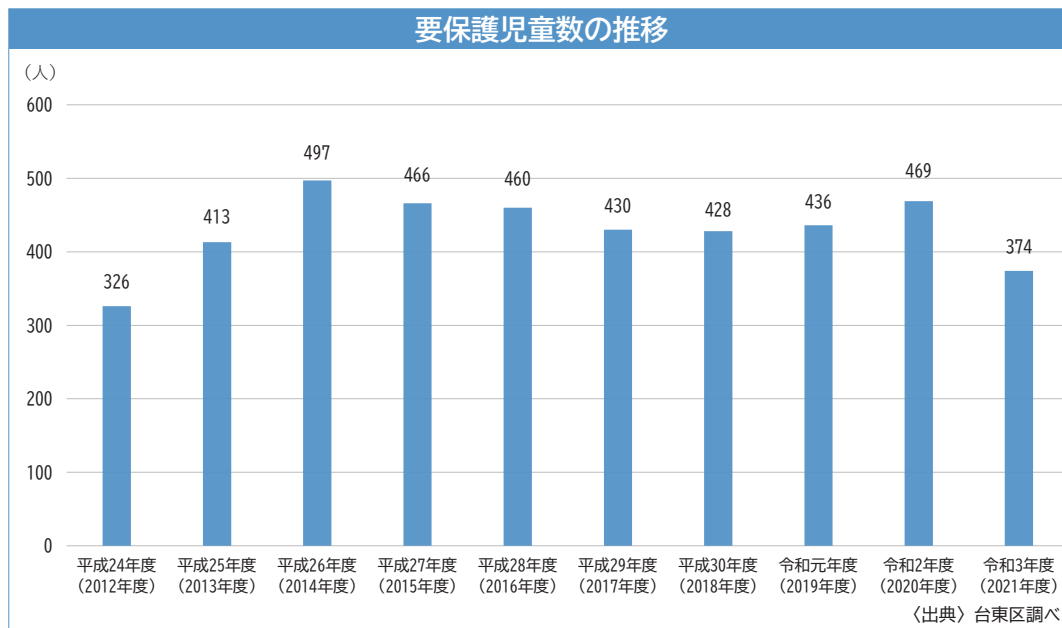
区の子ども家庭支援センターにおける令和3年度の虐待・養育困難などに関する新規相談件数については、前年度より減少しているものの、1,135件となっています。区では、要保護児童支援ネットワークを設置し、関係機関との連携のもと、要保護児童やその家庭に対する支援を行っています。また、児童虐待に的確かつ迅速に対応するために、令和3年度から東京都と台東区及び中央区による「都区児童相談共同運営モデル事業」を実施しています。今後も、子供の安全確保と健全な育成を図るために、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた体制の充実を一層図っていく必要があります。

○区のこども療育室では、心身の発達に心配のある子供の保護者等からの相談を受けていますが、令和3年度の初回面接件数は206件と近年増加傾向にあり、その内容も多様化しています。そのため、障害のある子供等への早期支援や保護者への相談支援に加え、児童発達支援機能を拡充した（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備を検討しています。また、医療技術の進歩を背景に医療的ケアを必要とする子供が増加しており、本区においても、医療的ケアが必要な子供やその家族への支援を実施しています。

引き続き、障害のある子供やその家族等に対する相談支援体制を一層充実していく必要があります。

○区では、所得や就業等に困難を抱えるケースが多いひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を実施するとともに、生活に困窮する家庭の子供に対する学習支援を行っています。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、フードパントリー事業を行う団体に対する支援を行っています。今後も、すべての子供が夢と希望を持って成長していけるよう、生活困窮家庭やその子供に対して支援を行っていくことが必要です。特に、ひとり親家庭については、所得や就業などに困難を抱えるケースが多いことから、生活を支える取り組みが必要になっています。

○区では、ひきこもりの状態にある若者に社会参加を促すため、本人やその家族に対して、電話や面談による相談を実施するとともに、「居場所」の利用支援を行っています。ひきこもりに至った背景は様々で、本人やその家族が抱える悩みは多岐に渡り、ひきこもり状態の長期化等も社会問題となっていることから、それぞれの状況に応じた適切な相談支援体制の整備が必要となっています。



主な取り組み

①子ども家庭支援センターの相談支援体制の充実

東京都児童相談所との虐待案件に関する情報や援助方針の共有、職員の派遣などにより円滑な連携を図ります。

また、専門相談員の計画的な育成や専門性を活かした相談環境の整備など、子ども家庭支援センターの機能強化により、配慮を要する子供とその家庭への相談支援体制の充実を図ります。あわせて、児童相談所の設置に向けて検討します。

②要保護児童支援ネットワーク体制の充実

虐待などの未然防止や早期発見、早期対応のため、多くの関係機関と緊密に連携し、要保護児童支援ネットワークの体制充実を図ります。

③保護者の養育力の向上

子育てに悩む保護者に対して育児講座を開催するなど、より適切な子育ての方法を学ぶ機会を提供し、養育力の向上を図ります。

④障害児の相談支援体制の充実

地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの整備により、障害児に対する療育やその家族への支援、障害児が利用する施設への援助・助言を一層推し進めるなど、障害児への相談支援体制の充実を図ります。

⑤障害児を養育している家庭への支援

医療的ケアを必要とする障害児の自宅等に訪問看護師を派遣し、保護者の休息や就労の支援を行うなど、障害児を養育している家族の負担軽減を図ります。



⑥ひとり親家庭などへの支援

ひとり親家庭の経済的な自立を促進するための支援や、生活に困窮している家庭の子供への学習支援などを行います。

⑦困難を有する若者に対する支援体制の強化

ひきこもりの若者を対象とした居場所づくりなど、関係機関とも連携を図りながら、困難を有する若者に対する支援体制を充実し、社会的自立を促進します。



目指す姿

●地域全体で子供の育ちを温かく見守り、支えていく環境が整備されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
ファミリー・サポート・センター 会員数	3,756人	5,500人
学習支援等を実施する団体数	7団体	20団体

現状と課題

○核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、親族や地域の方々から子育てに対する支援や協力が受けにくくなっているため、子育てに対して不安や負担を感じる保護者が増えています。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、孤独・孤立は依然として深刻な社会問題となっています。

区では「育児の手助けができる人」と「育児の手助けが必要な人」を会員として登録し、地域の中で助け合いながら子育てをする「ファミリー・サポート・センター」を運営していますが、引き続き地域社会全体で子育て世帯を支援していく必要があります。

○区では、児童の安全安心な居場所を確保するため、区立小学校において、地域の人々の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」の全校実施に向け取り組んでいます。

今後も、学校や地域・関係機関と連携して、子供達の豊かな人間性や社会性の育成に取り組む必要があります。

○区では、親の就労や家庭事情などにより、孤立しがちな子供やその家庭に対して学習支援や食事提供などを行う地域の団体に対する支援を拡充し、子供やその家庭のための居場



所を増やす取り組みを推進しています。また、様々な事情で家族と離れて暮らす子供を地域で支えるため、東京都と連携して里親制度の普及に努めています。

今後も、地域における子育て力の向上を図るために、子育てを支援する地域の人材の育成や団体への支援に取り組んでいくことが必要です。

主な取り組み

①子育て世帯をサポートする仕組みづくり

ファミリー・サポート・センター会員数の増加や、会員の活動場所の提供など、同センターの機能を強化し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

②地域の人々と連携した放課後の居場所づくり

放課後における児童の安全安心な居場所の一つとして、地域の人々の協力を得て、学習、スポーツ・文化活動などの機会を提供します。

③子供の育成活動を行う団体への支援

地域で子供の育成活動を行う団体への支援のほか、関係団体のネットワークづくりを促進します。



ファミリー・サポート・センター

第2章 将来像の実現に向けて

基本目標 1

あらゆる世代が生涯にわたって
成長し輝くまちの実現
(教育分野)



目指す姿

- 幼稚園・保育園・こども園といった施設の種別を問わず、就学前の子供が共通で適切な教育・保育を受けることのできる環境が整っています。
- 子供が小学校に入学した際に、自ら進んで意欲的に学ぶことができます。
- 特別な教育的支援を要する幼児が適切に学べる環境が整っています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
幼児教育共通カリキュラムに基づく教育・保育の取り組みに対する評価※	4.4	5

現状と課題

○平成30年4月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。さらに、令和2年4月には、新「小学校学習指導要領」が全面実施となりました。

区では、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」に基づき、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指し、区立幼稚園・保育園・こども園及び小学校に対する実践推進訪問のほか、保育・授業や新たな実践事例の検証・開発を行うことで、カリキュラムの更なる推進を図っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、運動や外出の機会が減少し、幼児の体力低下が懸念されています。

今後も幼児が受けている教育・保育の形態に捉われず、更なる幼児教育の充実とともに、幼児の体力向上に取り組んでいく必要があります。

○就学前施設においては、幼児期から本に親しむ環境づくりを行い、施設内で絵本などの読み聞かせを行うとともに、貸し出しによる家庭での読み聞かせなど園児の読書活動を推進しています。

義務教育へつなげる幼児教育水準の維持・向上を図るため、引き続き、図書の実質を進めていく必要があります。



○区では、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」に基づき、幼稚園・保育園・こども園など、幼児期の教育・保育を担う機関が、これまでの成果を活かし、それぞれの持つ教育機能の拡充や相互の連携を深め、家庭教育を含めた小学校入学までの教育の質の向上を図ってきました。

今後も入園している施設の種別にかかわらず、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、就学前施設と小学校との連携の強化が求められています。

○就学前における特別な教育的支援を要する幼児の相談件数は増えており、障害のある又はその心配のある幼児に対し、小学校就学に際し行っている就学相談件数も平成30年度の38人から令和3年度は81人に倍増しています。

区では、特別支援教育支援員を就学前施設に配置するなど、特別な教育的支援を要する幼児に対し生活の支援を行っています。

今後はより一層、特別な教育的支援を要する幼児に対する教育環境の充実が求められています。

■ 主な取り組み

① 幼児教育の充実

幼児教育共通カリキュラムに基づく実践と研究を進め、規範意識の芽生えの育成、体力の向上など、カリキュラムの理念の実現に向け、引き続き幼児教育の充実を図ります。

② 就学前施設における読書活動の推進

幼稚園・保育園・こども園に配備している絵本などを充実させ、読書活動の推進を図ります。

③ 幼稚園・保育園・こども園の連携の促進

幼稚園・保育園・こども園の交流活動や、教員と保育士の合同研修の充実を図るなど、保育の形態にかかわらず、幼児教育の充実のための連携をより一層推進します。

④ 就学前施設における特別支援教育の推進

就学前施設において、特別な教育的支援を要する幼児が、安全安心な環境で教育・保育を受けられるよう、巡回訪問や特別支援教育支援員の適切な配置を推進します。



目指す姿

- 児童・生徒が基礎的な知識など確かな学力や、国際感覚を身に付けています。
- 児童・生徒が、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力が育成されています。
- 児童・生徒が台東区の文化や歴史、伝統を大切にし、深い教養を身に付けています。
- 様々な授業や学習でICTの活用が進み、児童・生徒の情報活用能力が育成されています。
- 教員が一人ひとりの子供と向き合いながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育活動が行われています。また、教員に対する研修が充実し、能力を伸ばすことができます。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
全国学力・学習状況調査 平均正答率 全国値との比較	小学6年生 中学3年生 国語 +4.2 国語 -1.4 算数 +4.1 数学 -1.5	全国平均以上
全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 体力合計点 全国値との比較	小学5年生 中学2年生 男子 +1.0 男子 +0.8 女子 +0.9 女子 +0.1	全国平均以上
時間外における在校園 時間が月45時間を超える 教員数	200人	0人



現状と課題

○本区の児童・生徒の学力は、令和4年度に文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、区立の小学6年生では、国語・算数ともに全国平均を上回る正答率となっています。一方で、区立の中学3年生では、国語・数学ともに全国平均を下回る正答率となっています。

引き続き、児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら進んで考え課題解決を図ることのできる確かな学力を身に付けられるよう指導していく必要があります。

○本区の児童・生徒の体力は、令和4年度にスポーツ庁が実施した「全国体力・運動習慣等調査」によると、50m走など8種目の体力合計点は、区立の小学5年生、中学2年生男女ともに全国の平均点を上回っています。

引き続き、児童・生徒の体力向上に取り組んでいく必要があります。

○台東区には、江戸で培った文化や歴史、伝統といった豊富な資源があります。区ではこうした資源を活かしながら、台東区らしい魅力ある教育活動を進めています。

引き続き、台東区の文化や歴史、伝統を活かし、これまで以上に魅力ある学習機会を提供する必要があります。

○平成29年3月に学習指導要領が改訂され、令和2年度から小学校高学年の英語が教科化されました。

本区においては、TOKYO GLOBAL GATEWAYの活用やEnglish Summer Schoolの実施など、生きた英語体験により、児童・生徒の英会話など、コミュニケーション能力の向上を図っています。

引き続き、豊かな国際感覚を持つ児童・生徒を育成する必要があります。

○国は、令和2年度に災害や新型コロナウイルス感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、すべての子供達の学びを保障できる環境を早急に実現すべく、「1人1台端末」の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速化させました。

本区においても、「学びを止めない学校教育」を確立させるため、より幅広く柔軟にICTの活用ができるよう令和2年度中の「1人1台端末」を実現しました。令和3年度には「台東区学校教育情報化推進計画」を策定し、ICTを効果的に活用した教育を推進することによって、複雑で予測困難と言われる時代をたくましく生き抜く力としての情報活用能力の育成を図っています。

ICTを活用した教育については、教育環境のICT化を進めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の向上が求められています。

また、急速な情報環境の進展により、情報モラル教育を推進していく必要があります。

○長時間労働が原因による様々な影響など、教員の働き方が深刻な問題となっています。国が行った令和3年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」によると、幼小中の教員において時間外勤務が月45時間以下の割合が、令和元年度と比較し約2~16%増加しているものの大きく改善が図られているとは言えない状況です。

本区においても、時間外における在校園時間が月45時間を超える教員が令和3年度には209人おり、区立学校園における教員の長時間労働が続いています。

そのため、ICTを活用した校務の効率化や積極的に東京都のモデル事業などを活用し、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフを配置することで、教員の業務負担の軽減を図っています。

子供が確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教員の更なる指導力の向上が求められるとともに、教員が子供と向き合う時間を確保することが必要となっています。

主な取り組み

①学習意欲の向上と基礎学力の定着

児童・生徒の学びに向かう力や基礎学力を向上させるため、こころざし教育、少人数指導や台東区内の団体・地域住民と連携した教育プログラムなど、多様で魅力ある学習指導を行います。

②健やかな体づくりの推進

児童・生徒がスポーツや遊びを通じて、日常的に体を動かすことを楽しみつつ、体力向上や健康づくりに取り組めるよう、体育の授業の更なる充実や生活の中での運動量の増加に向けた働きかけを行います。

③文化・歴史・伝統を活かした教育の推進

豊富な文化施設や史跡、伝統工芸などを有する台東区全体を学びのキャンパスと捉え、美術館、博物館を利用した校外学習など、多彩な文化や歴史、伝統を活かした教育を推進します。

④国際理解教育の推進

児童・生徒の豊かな国際感覚を養うため、英語指導や英語に関するコミュニケーション活動など、異文化に対する理解を深める教育の充実を図ります。

⑤ICT教育の推進

児童・生徒の授業に対する関心や意欲、理解力などを高めるため、ICTを活用した教育を推進します。また、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせるために、情報モラル教育を行います。

⑥指導力のある教員の育成

子供の学力及び体力の向上に向けて、指導力の高い教員を計画的に育成します。また、教育現場の業務の適正化を図り、教員が子供と向き合う時間を確保できる環境づくりを推進します。



ICT 教育



国際理解教育



目指す姿

●児童・生徒の様々な状況に応じた支援が行き届き、適切な学習機会と教育環境の中ですべての児童・生徒が健やかに成長しています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
不登校児童・生徒のうち、 学校外の機関などで相談・指導 を受けている人数の割合	72.4% (令和 3 年度末)	80%
いじめ解消率	98.8% (令和 3 年度末)	100%

現状と課題

○社会的に「発達障害」への理解が進んできたことで、情緒面・発達面に配慮を要する児童・生徒の学校生活への適応を目的とした特別支援教室の児童・生徒数は、近年、顕著に増加しています。

また、令和 3 年 9 月に保育所や学校の設置者等の責務として、医療的ケアを必要とする子供に対し安全かつ適切な医療的ケアを施すことにより、安心して学校等の生活を送ることができる支援体制を整備することなどを目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

これまで区では、中学校知的障害特別支援学級は柏葉中学校のみに設置していましたが、学級増加や今後の需要増加も見込まれるため、地域バランスを考慮し、令和 4 年度に新たに浅草中学校に設置しました。

区立小中学校、幼稚園、保育園、こども園、こどもクラブ及び放課後子供教室において、医療的ケアを必要とする児童・生徒・園児の受け入れに関する基本的な考え方や、安全かつ適切に医療的ケアを実施するためにその内容や実施体制などを明示した「区立学校等における医療的ケア児への支援に関する基本方針」を策定しました。

様々な配慮を要する児童・生徒が、安全安心に個々の特性に応じた特別な教育的支援を身近に受けることができる環境を充実させることが求められています。

○共働き家庭の増加や価値観の多様化、外国人人口の増加などにより、学校には様々な状況に置かれた子供がいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童・生徒の悩みや不登校、家庭環境問題などの深刻化・長期化が懸念されています。



区立小中学校における不登校児童・生徒数は、小中学校ともに横ばいの状況にあります。区では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒のいじめや不登校、家庭の貧困や虐待などの諸問題に対応しています。

今後も、不登校児童・生徒が困難な状況に陥らないよう、相談体制や支援体制を充実させ、早期解消に取り組んでいく必要があります。

○区では、令和3年4月に「台東区いじめ防止対策推進基本方針」を改定し、いじめの定義やいじめ防止等の組織を明確化し、早期発見や早期対応などの対策を強化してきました。いじめの定義を明確化したことで、学校がいじめとして認知した件数は小学校で455件、中学校で152件といずれも顕著に増加していますが、一方で早期発見や早期対応、組織的対応などにより、いじめの解消率は上昇しています。

引き続き、同方針に基づき、関係機関と相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見などの対策を進め、いじめから児童・生徒を守っていく必要があります。

○区における外国人児童・生徒については、小中学校に在籍する外国籍の児童・生徒数は、平成30年度は285人でしたが、令和元年度の311名から減少傾向に転じ、令和4年度には298人となっています。

外国人の子供や帰国児童・生徒など、日本語の習得が十分でない子供に対しては、生活が困難とならないよう対応が求められています。

■ 主な取り組み

① 特別支援教育の推進

特別支援学級の適正な学級編制や特別支援教育支援員の適切な配置により、教育環境の整備を行うとともに、児童・生徒の個々のニーズに応じた適切な教育が行われるよう指導・助言を行います。

また、特別支援教室を小中学校全校に設置し、情緒面や発達面に配慮を要する生徒への巡回指導を実施します。

さらに、学校等において、安全面を最大限に考慮しながら、医療的ケア児及びその家族、ともに学ぶ他の児童・生徒等にとってより良い支援体制を構築します。

② 教育相談体制の充実

不登校やいじめ、児童・生徒の悩みや、家庭環境の問題などに対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。

③ いじめ防止対策の推進

「台東区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校教育におけるいじめの未然防止や早期発見、早期対応に向け、防止策などを検討するいじめ問題対策委員会や同連絡協議会の定期的な開催、教職員研修会の充実、いじめの実態把握やスクールカウンセラーの活用など、総合的かつ効果的な対策を推進します。

④ 外国人の子供や帰国児童・生徒などへの対応

日本語の理解が十分でない幼児・児童・生徒を対象に、生活を送るうえで必要となる基礎的な日本語の習得を目的として、専門の講師を派遣し指導を行います。



目指す姿

- 年少人口の増加に的確に対応し、児童・生徒が安心して学び、生活できる教育環境が引き続き確保されています。
- 保護者や地域からより一層信頼される開かれた学校がつくられています。
- 児童・生徒の情報活用能力の育成のために必要な学習者用コンピュータや、情報手段を活用するための環境が整備されています。
- 学校・家庭・地域・関係機関との連携により、児童・生徒が安心して楽しく過ごせる居場所が確保されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和4年度末)	目 標 (令和10年度末)
区立幼稚園・小学校・中学校の トイレの洋式化率	89%	100%
こどもクラブ待機児童数	139人 (令和4年4月)	0人

現状と課題

○令和4年5月1日現在の区立小中学校の児童・生徒数は、小学校7,174人、中学校2,200人であり、特に小学校の児童数は近年増加傾向にあります。区では、児童・生徒の増加に対応するため、特別教室から普通教室への転用などにより、必要な教室数を確保しています。また、児童・生徒が快適に学校生活を送れるよう、エアコンの設置やトイレの洋式化など、学校施設の機能向上に努めてきました。

引き続き見込まれる年少人口の増加への対応や小学校35人学級の計画的な整備など、児童・生徒の良好な教育環境を確保していくことが求められています。

○本区における学校運営は、学校・家庭・地域社会が意見交換する場である学校運営連絡協議会の意見や評価を踏まえて、改善・充実を図っており、地域に開かれた学校づくりを推進しています。



保護者や地域住民との連携を一層図るとともに、保護者や地域から信頼される地域に根差した学校づくりが求められています。

○図書環境については、学校図書館の蔵書を充実させるとともに、司書の配置や、学校図書館ボランティアの活用により、児童・生徒の読書活動を推進しています。令和4年3月31日現在、すべての小中学校で、文部科学省設定の「学校図書館図書標準」を達成しています。

○令和2年度及び3年度から実施された小中学校学習指導要領では、情報活用能力の育成のほか、学校のICT環境整備などが規定されています。

区ではこれまで、電子黒板やタブレットなどのICT機器やデジタル教科書の導入に加え、令和2年度には「1人1台端末」を実現し、ICT教育環境の整備を進めてきました。

ICTはこれからの学校教育を支える基盤的ツールとして必要不可欠であるため、児童・生徒の心身に及ぼす影響に留意し、日常的に活用できる環境整備をさらに進めていく必要があります。

○区では、すべての児童・生徒にとって安全安心な放課後の居場所づくりを推進するため、平成29年12月に「台東区放課後対策の方針」を策定しました。これに基づき、地域の人々の協力を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」をすべての小学校で実施することとし、令和4年度までに10校に整備しました。また、共働き家庭などの児童に対し、授業の終了後や長期休業中に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る「こどもクラブ」を24か所で実施し、児童・生徒が安心して過ごせる居場所づくりに努めてきました。

しかしながら、こどもクラブの利用児童数は年々増加し、令和4年4月1日現在利用児童数、待機児童数ともに過去最多となっています。

今後も利用児童数の増加が見込まれることから、こどもクラブの更なる充実を図る必要があります。

○中学校の部活動については、少子化や学校の働き方改革が進む中、今後も現在の形を維持していくことは極めて困難となってきます。そこで、国は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の適正な運営や効果的・効率的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

区では、部活動指導員や外部指導員を確保し、教員の負担軽減に取り組むとともに部活動の地域連携・地域移行に向けた検討をしています。

今後は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力のもと、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進めるなど、速やかに部活動改革に取り組むことが求められています。

主な取り組み

①将来需要に対応した良好な教育環境の整備

児童・生徒数の増加への対応や、学校施設の機能向上など、各学校の実情に応じた必要な対策を講じることで、良好な教育環境を確保します。

②開かれた学校づくりの推進

学校公開や情報発信を進めるとともに、学校運営の改善・充実を図るためのより一層開かれた学校づくりを進めます。

③学校図書館環境の整備・充実

学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館司書や学校図書ボランティアの活用により、児童・生徒が読書に親しめる環境の整備を推進します。

④ICT教育環境の整備

児童・生徒の授業に対する関心や意欲、理解力などを高め、情報活用能力を育成するために必要な ICT 教育環境の整備を行います。

⑤児童・生徒が安心して過ごせる居場所・活動できる環境づくり

こどもクラブの待機児童解消に向けて、民間施設の誘致など多様な整備手法によるこどもクラブの更なる充実を図るとともに、放課後子供教室の全校実施や児童館の活用など放課後対策を一体的に推進し、すべての児童・生徒の安全安心な居場所を確保します。

また、中学校部活動の地域連携や地域移行に向けた環境整備を段階的・計画的に進めます。



放課後子供教室



放課後子供教室

第2章 将来像の実現に向けて

基本目標 1

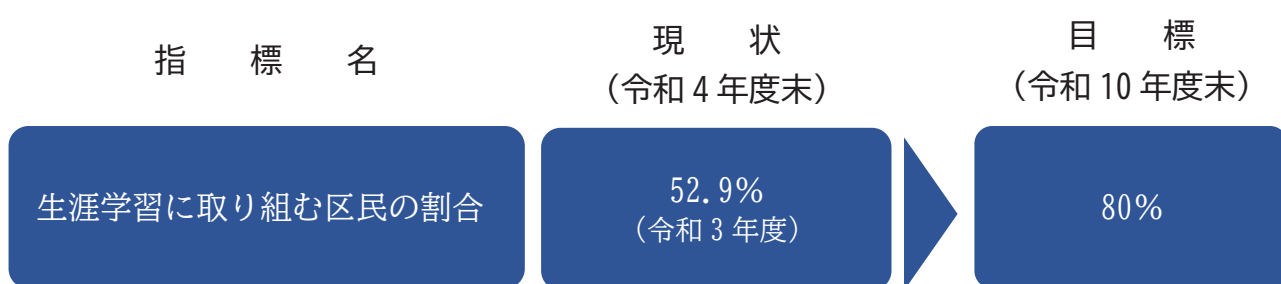
あらゆる世代が生涯にわたって
成長し輝くまちの実現
(生涯学習分野)



目指す姿

●多様な学習の情報や機会が得られ、多くの区民が自ら学習に取り組める環境が整備されています。

施策の指標



現状と課題

○人生 100 年時代の到来や「Society5.0^{*}」の実現に向けた取り組みが進む中、国はリカレント教育^{*}の推進など、社会の変化を見据えた生涯学習の重要性が一層高まっているとしています。

令和 3 年度「台東区民の意識調査」では「今後生涯学習を行いたい」と回答した人の割合は前回調査時より 7.6 ポイント増加し 68%となっており、今後行いたい生涯学習の内容も多岐にわたっています。また、令和 3 年度「台東区区政サポーターアンケート調査」では、生涯学習を行わなかった人の理由として「新型コロナウイルス感染症の影響のため」という回答が最も多く、次いで「家事・育児・介護などが忙しくて時間がない」、「学習に取り組むきっかけがない」などがあげられました。

生涯学習に取り組む区民を増やすため、多様化する学習ニーズに対応するとともに、ICT を活用した講座数の充実や情報提供など、誰もが学習機会を得られるよう、取り組みを行う必要があります。

○図書館には「地域の知の拠点」として多様な利用者の学習活動の支援や、情報サービスを提供する役割が期待されます。また、令和元年 6 月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」により、障害の有無にかかわらず、誰もが本や情報にアクセスできる読書環境を整備することの重要性がますます高まっています。

区では、図書館システムの機能強化やオンライン上で利用できるオーディオブックの導入、障害者向けの読書サービスの充実など、図書館サービスの向上に取り組んでおり、今



後も区民ニーズを踏まえた資料の収集や、誰もが利用しやすい読書環境の整備を行うとともに、ICTを活用した情報発信を行い、図書館の利用促進を図ることが求められます。また、図書館は地域住民の交流の拠点としての役割もあり、区民の主体的な学びと住民同士のつながりづくりを支えるため、本を通じた交流ができる場や機会の充実に取り組む必要があります。

○令和元年度「台東区総合学力調査」では、1か月の間に1冊も本を読んでいない児童・生徒の割合が、小学5年生では約1割、中学2年生では約2割となっています。読書は表現力や想像力を育むといった情操的な効果があるほか、読解力・理解力を身に付けていく上で重要であるため、啓発イベントの開催や学校や地域との連携により、子供の読書活動を推進していく必要があります。

○生涯学習センターや図書館をはじめとする学習の場においては、学習ニーズの多様化や社会の変化に伴い、求められる機能も変化しています。ICT設備の充実などにより、多様なニーズや主体に対応した施設の機能充実に図る必要があります。

主な取り組み

①多様な学習機会の提供

多様なニーズや主体に対応した講座等を実施します。また、誰もがいつでも必要な学習ができるよう、ICTを活用した学習機会の提供を行います。

②生涯学習の支援・振興

幅広く学習情報の収集を行うとともに、ICTを活用し、ニーズに応じた情報を提供します。また、区民からの生涯学習に関する相談に対応し、多様な学習を支援します。

③図書館サービスの充実

図書館に関する情報発信を行うとともに、ニーズを踏まえた資料の収集や、誰もが利用しやすい読書環境の整備などにより図書館の利用を促します。また、本を通じて対話や交流ができる場や機会の充実に図ります。

④子供読書活動の推進

子供が読書に親しむためのイベントの開催や読書環境の充実に図るとともに、学校や地域と連携し、子供の読書活動を推進します。

⑤生涯学習の場の充実

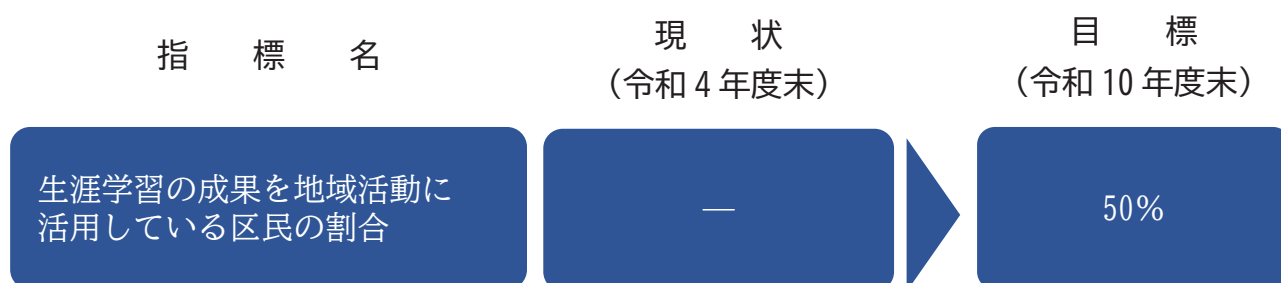
ICT設備の充実などにより、誰もが利用しやすい施設の整備を行い、多様なニーズや主体に対応した学習環境の場の充実に図ります。



目指す姿

- 学習成果を活かせる仕組みが構築され、その成果を地域活動に活用する意識が醸成されています。

施策の指標



現状と課題

成熟社会において個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、生涯学習活動に関しては、民間の講座を含め、多種多様な学習の機会が提供されています。

国は、これからの地域社会において、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、個人が学習を通じて身に付けた知識や技能を自身の生活や地域活動などに活かすことができる「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みが重要としており、また、学習成果を活用することは、個人の人生の充実にもつながるとしています。

令和3年度「台東区区政サポーターアンケート調査」では、「生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に活かしたい」と回答した人の割合が80%を超えています。区では、生涯学習を通じて身に付けた知識や技能が、学習者本人の楽しみや教養、個人のキャリアアップだけでなく、区民同士の相互学習につながるよう、豊かな経験・知識を持つ地域の方々に対し、区民の生涯学習を支援するボランティアとして活躍できる機会を提供しています。

今後は、学習成果を活用できる機会の更なる充実や、学習者と活動を求めている人とのマッチングなどのコーディネートを実施することにより学習と活動の循環につながる環境づくりを行うことが必要です。



■ 主な取り組み

① 学びと活動の循環促進

地域活動に参加する人材の育成を行うとともに、学習成果を活用できる機会の更なる充実や、学習者と活動を求めている人とのマッチングなどのコーディネートを実施し、持続的な学習と活動の循環の実現に向けた支援を行います。



生涯学習センター



目指す姿

●誰もが身近な場所でスポーツに親しむことのできる場が整備されています。

施策の指標

指 標 名	現 状 (令和 4 年度末)	目 標 (令和 10 年度末)
区立スポーツ施設利用者数	年52万人	年 70 万人
区立スポーツ施設に対する施設利用者の満足度	49.7%	増加

現状と課題

○平成 23 年に制定された「スポーツ基本法」では、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であると位置づけられています。

令和 2 年度以降、区立スポーツ施設の年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症による休館等の影響で大きく減少しています。また、令和 4 年度「台東区スポーツに関する意識調査」では、「この 1 年間に行った運動やスポーツ」のうち、「ウォーキング、散歩」が 79.9%、「体操」が 44.8%など、一人でできるスポーツをする区民が増えるとともに、実施した種目に変化が見られるなど、スポーツに対するニーズが多様化しています。さらに、区が取り組むべき施策のうち、「スポーツ施設の整備・充実」が 38.0%と要望が多くなっているとともに、不満な点として「スポーツ施設の不足」が 23.5%となっています。

区は、平成 27 年度に「たなかスポーツプラザ」を整備したほか、小中学校を活用したスポーツひろばなど、身近でスポーツができる場の充実を図っています。引き続き、多様化する利用者ニーズに対応するため、スポーツができる環境の充実を図るとともに、施設の

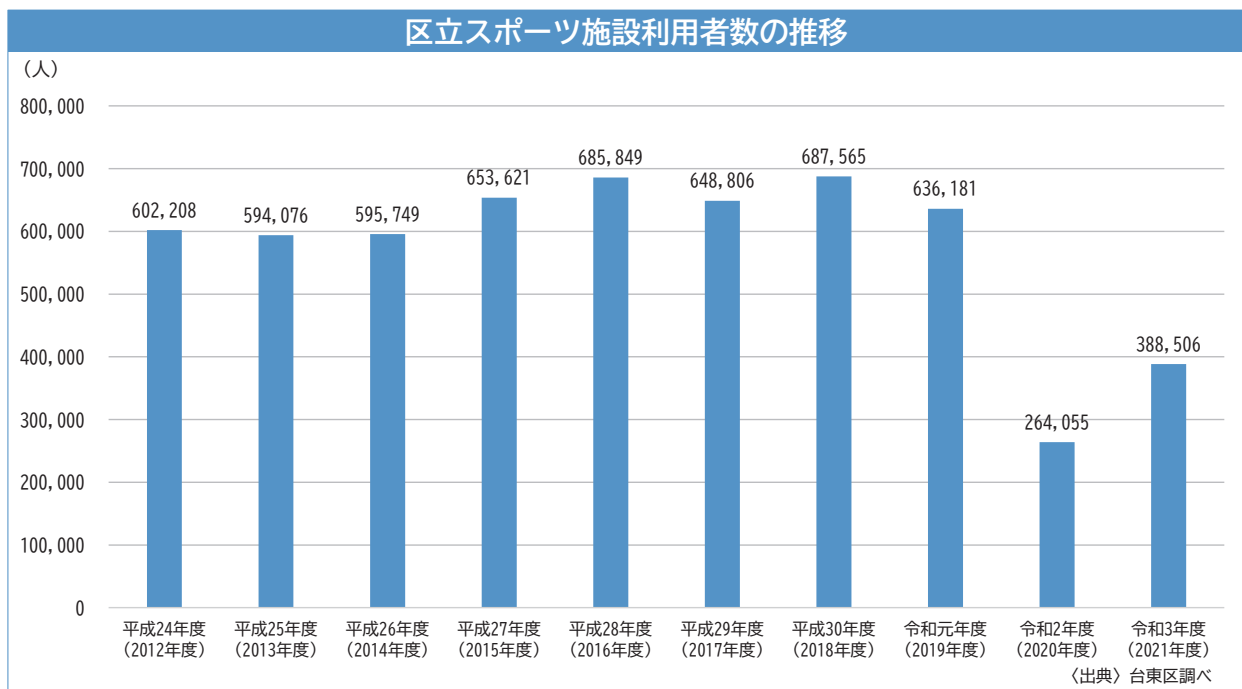


適切な維持管理を行う必要があります。

○国は、東京 2020 大会の開催を契機として共生社会等の実現を図り、全国におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化の一層の推進に向け総合的な措置を講ずるため、令和 2 年 5 月に「バリアフリー法」を改正し、令和 3 年 4 月に全面施行しました。

そのような中、令和 4 年度「台東区スポーツに関する意識調査」では、障害のある方がスポーツを行う上で必要とされていることとして、「障害者が利用できるスポーツ施設」が 64.6%、「スポーツ施設のバリアフリー化」が 63.6%と多くなっています。

このような状況を踏まえ、区は、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすいよう、スポーツ施設においてもユニバーサルデザイン^{*}の導入を進める必要があります。



主な取り組み

①スポーツ施設の充実

台東リバーサイドスポーツセンターの陸上競技場については、老朽化による機能低下やバリアフリー未対応等の課題に対応するとともに、多様化するニーズに応えるため施設の機能拡充を図ります。また、スポーツができる環境を充実させるとともに、施設整備の際はユニバーサルデザインを導入します。

②スポーツ施設の維持管理

誰もが安全で安心してスポーツができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を実施します。

③既存施設を活用したスポーツのできる場の充実

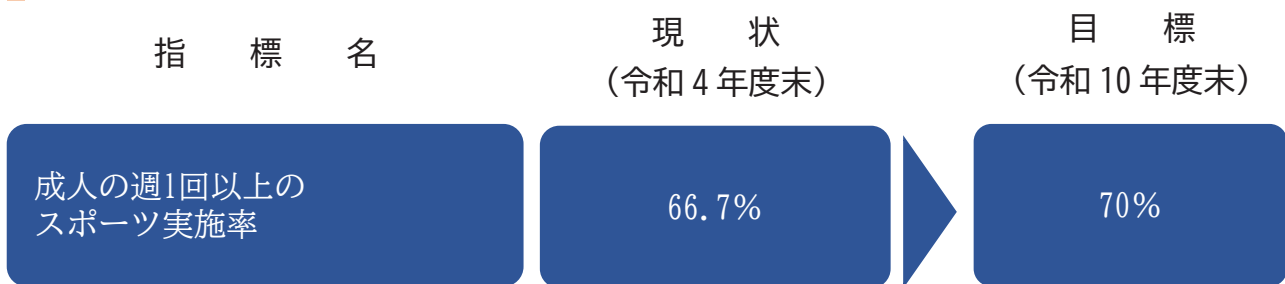
公園や学校など地域に根差した様々な既存の施設を最大限に活用し、身近でスポーツができる場所を確保します。



目指す姿

●年齢や障害の有無にかかわらず、多くの区民がスポーツに親しんでいます。

施策の指標



現状と課題

○東京 2020 大会は、国籍、性別、障害の有無などにかかわらず、多様な人が同じ場に集い、競い合い、互いを認め合う場となりました。国は、大会開催による機運向上を契機として、誰もがスポーツに参画できる機会の創出、意識の醸成をより一層進めてきました。

令和 4 年度「台東区スポーツに関する意識調査」では、台東区の成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は 66.7%と、平成 28 年度の 59.8%から 6.9 ポイント増加しており、区民のスポーツに対する機運の高まりが見られます。一方で、障害者スポーツに関心がある区民は 40.9%、障害者スポーツを実施したことがある区民は 5.1%にとどまっています。

区では、アスリートを招いたスポーツイベントや障害者スポーツの体験会など、区民が様々なスポーツに触れることができるきっかけづくりを行っています。

今後は、東京 2020 大会のスポーツレガシーの継承や、スポーツ実施率の更なる向上のため、誰もが気軽にスポーツを始められ継続できる機会を提供するほか、障害の有無にかかわらずスポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツをより一層普及させる必要があります。

○幼児期は、体を動かすことを通して、生涯にわたって心身ともに健康的に生きるための基盤を培うことが必要です。また、令和 3 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小中学生の体力が低下しており、運動をしない、もしくは運動時間が減少したままの生活習慣が定着することは避ける必要があるとされています。

そのような中、区では、幼児運動教室や小中学生を対象にしたスポーツひろばなど、子供



がスポーツをする機会を提供していますが、引き続き、幼児期の運動習慣の基礎づくりを行うとともに、児童・生徒がスポーツの楽しさを味わうことができる環境を整備する必要があります。

○令和4年度「台東区スポーツに関する意識調査」では、スポーツに関するボランティア活動をしたことがある区民は5.4%となっていることに加え、活動するうえでの課題として「きっかけがないこと」が19.7%、「活動の情報を得ること」が8.8%となっています。

区では、指導者講習会やスポーツボランティアの登録、情報提供などを通じて支援を行っていますが、「支えるスポーツ※」の重要性をより一層普及させるとともに、その人材を育成していく必要があります。

■ 主な取り組み

① 誰もが気軽にスポーツに触れる機会の提供

東京2020大会のスポーツレガシーを継承・活用し、スポーツの様々な魅力を体験できる機会の充実を図ります。また、多様なスポーツ教室やイベントを実施するとともに、区民がスポーツに関する情報を迅速に分かりやすく入手できるよう取り組みます。

② 障害者スポーツの推進

障害のある方がスポーツを始めるきっかけとなる障害者スポーツ教室のほか、障害の有無にかかわらず、多くの区民が障害者スポーツを体験できるイベントを実施し、スポーツを通して交流できる機会を提供します。

③ 子供の体力向上

幼児期から身体の使い方を学ぶとともに運動習慣の基礎づくりを行い、スポーツの楽しさや達成感を味わうことができる教室やイベントなどの機会の充実を図ります。

④ スポーツを支える人材の育成

スポーツを支える体制を充実させるため、「支えるスポーツ」の重要性について普及啓発を行います。また、スポーツ指導者に必要な知識が習得できる講習会を開催するとともに、スポーツイベントなど活躍できる場の充実を図ります。